

独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成22年9月13日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）等に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実行計画を以下のとおり定める。

第1 対象となる事務及び事業

センターの実施計画の対象となる事務及び事業は、原則として、センターが行うすべての事務及び事業とする。

第2 対象期間

センターの実施計画は、平成22年度から平成24年度までの期間を対象とするものとし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

第3 目標

平成19年度比で、センターの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を平成24年度までに6%削減することを目標とする。

第4 温室効果ガスの排出実態

センターは、対象期間の各事業年度終了後、その事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

第5 措置の内容

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施し、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

- (1) 低公害車の導入
公用車の更新の際は、環境基準適合車へ更新を行う。
 - (2) 自動車の効率的利用等
 - ① 待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
 - ② タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
 - ③ 夏季におけるカーエアコンの設定温度を1度アップする。
 - ④ 不要な荷物を積まない。また、燃料を満タンにしない。
 - ⑤ 急発進、急加速を行わない。
 - (3) 自転車の利用
自転車の共同利用を一層推進する。
 - (4) 省エネルギー型OA機器等の導入等
パソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、買換え及び新規購入に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを購入する。
 - (5) 節水機器等の導入
水を多量に消費する機器について、買換え及び新規購入に当たっては、節水型のものを導入する。
 - (6) 再生紙などの再生品の購入・使用
 - ① コピー用紙、けい紙・トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙を使用した製品を購入・使用する。
 - ② 文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものを購入・使用する。
- 2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮
- (1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底
建築物を建築する際には、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。
 - (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
既存の建築物においてエネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施し、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。
 - (3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材の選択

- ① 断熱性向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、ブラインドシャッターなど、断熱性能の向上に努める。
- ② 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

3 事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) 省エネルギーの推進

ア 施設におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度とする。）を一層徹底し、空調設備の適正運転を行う。
- ③ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい服装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬期における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適正な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。
- ④ 冷房中においては、ブラインドの使用を励行する。また、冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑤ 発熱の大きいOA機器等の配置を工夫する。
- ⑥ 定時退庁日における定時退庁の一層の徹底。
- ⑦ 事務の見直しにより、超過勤務を縮減する。
- ⑧ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯する。

イ 施設における節水等の推進 水漏れ点検の徹底を図る。

ウ 用紙類の使用量の削減

- ① 事務手続きの一層の簡素化を行う。
- ② 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ③ 内部で使用する各種資料等について、支障のない限り両面コピーとする。
- ④ 使用済み用紙の裏紙使用を行う。
- ⑤ 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び

文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(2) リサイクルの推進、廃棄物の減量等

ア ごみの分別

- ① 実験室、事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 不要となった書類等は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収する。

イ 廃棄物の減量

- ① 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② シュレッダーの使用は秘密文書等の廃棄の場合のみに制限する。
- ③ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ④ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑤ 物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。
- ⑥ 試薬類の調整に当たっては、残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。

4 職員に対する研修等

- ① 地球温暖化対策に関する研修に積極的に参加させる。
- ② センター内LAN等により、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの温室効果ガス排出削減計画

	単 位	平成19年度	平成24年度
電気使用量	Kg-CO ₂	1,980,901	/
燃 料	Kg-CO ₂		
ガソリン		24,736	
灯 油		13,140	
A重油		26,737	
都市ガス		509,338	
合 計		2,554,852	(▲6%) 2,402,000